

## MHM Asian Legal Insights

第 170 号 (2024 年 12 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ  
(編集責任者：弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

### 今月のトピック

1. インドネシア : [インドネシア労働法に関する 2024 年 10 月 31 日付け憲法裁判所決定](#)
2. タイ : [コンドミニアム予約契約に関する消費者保護施策](#)
3. シンガポール : [簡易倒産手続を恒久化する法案の提出](#)
4. マレーシア : [AI ガバナンス・倫理ガイドラインの制定](#)
5. フィリピン : [データプライバシー法に関する国家プライバシー委員会の最近の動向](#)

今月のコラム [— 日本とタイの「架け橋」を訪ねて —](#)

### はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第 170 号 (2024 年 12 月号) を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

※本レターに記載した円建て表記は、ご参照のために、各現地通貨を現在の為替レートで換算したものとなります。

### 1. インドネシア：インドネシア労働法に関する 2024 年 10 月 31 日付け憲法裁判所決定

2024 年 10 月 31 日付けで、インドネシア憲法裁判所は、インドネシア労働法上の規定について、条文の趣旨・解釈を明確化する決定 (168/PUU-XXI/2023) (「本決定」) を発出しました。

本決定は、「現行労働法の関連規定は、本決定の示すとおり解釈しない限り、憲法違反である」、と述べているという意味で違憲判断となります。本決定は発出された直後から有効であり、本決定において示された解釈と異なる解釈に基づく行為等は、いずれも法的拘束力を有しないこととされています。

本レターでは、本決定の経緯について触れたうえで、本決定の内容のうち実務上重要と思われるものを説明します。

## MHM Asian Legal Insights

### (1) 本決定が発出されるまでの経緯

2023年12月1日、インドネシアの3大労働組合連合等が申立人となり、インドネシア憲法裁判所に対し、雇用創出法（その後の改正法を含む）の施行によって改正されたインドネシア労働法のうち、49の規定の趣旨・解釈について司法判断（Judicial Review）を求めました。

同裁判所が上記申立てを受理・審理し、2024年10月31日付けで本決定が発出され、上記49の規定のうち、21の規定について同裁判所としての解釈等が明確化されました。本決定は、基本的には現行労働法の条文自体を変更するものではなく、注釈を付す形で関連条文の趣旨・解釈を明確化するものとなります（厳密には、一つだけ現行条文の誤記を正す趣旨の条文修正が行われています。）。

### (2) 本決定の具体的な内容

本決定の対象となった21の規定は大別して、①外国人労働者雇用、②有期雇用、③アウトソーシング、④給与及び最低賃金、⑤休暇、⑥解雇並びに⑦退職金のいずれかに関連しています。

本決定の中には、現行法上の規定について、これまでの実務に沿う形で解釈を明確化したにとどまる判断も含まれます。もっとも、そのような判断についても、政令等の下位規則ではなく法律レベルで解釈が明確化されたことにより、今後下位規則が制定される場合には、同解釈に従った内容が規定されるという点において、重要な意味を持ちます。

以下、本決定の具体的な内容のうち、実務上留意すべきと思われるものをいくつかご紹介します。

#### (a) 外国人労働者雇用に関する決定

従前、外国人労働者の雇用よりもインドネシア人労働者の雇用を優先させるといった内容は、条文上明記はされていませんでした。しかし、本決定により、外国人労働者が雇用されるために必要とされる適格性（competency）の要件の解釈として、インドネシア人労働者の雇用を優先する必要があることが示されました。

#### (b) 有期雇用に関する決定

有期雇用契約には、業務ベースの契約（性質上1回で終わるか、一時的な業務等に用いられる想定契約類型）、及び期間ベースの契約が存在します。期間ベースの有期雇用契約の最長期間が5年という点は政令2021年35号（2021年2月2日より施行）において明確にされていました。他方で、業務ベースの有期雇用契約の最長期間については、同政令では明確には定められておらず、同政令の解釈として、対象業務が当初の有期雇用契約期間内に完了せず、その完了まで契約期間を延長す

## MHM Asian Legal Insights

るような場面において、契約期間が5年を超える余地があり得るとの考え方も存在しました。

しかし、本決定により、業務ベースの有期雇用契約についても、最長期間が5年であることが解釈として明確化されました。

### (c) 解雇手続に関する決定

本決定により、解雇に関して労使間で争いが生じた場合、(i)労使間協議で解決を試みること、(ii) (i)によって解決しない場合は労働紛争解決手続（労働省を交えた三者間協議、調停等、及び労働裁判所による審判）に則って解決すること、並びに(iii) 解雇に関する最終的な法的拘束力を有する判断が得られるまで使用者及び労働者はいずれも雇用契約上の義務を履行する必要があること（使用者においては、給与を支払い続ける必要があること）が解釈として明確化されました。

労使間で争いが生じない場合、具体的には、使用者が労働者に対し解雇通知を發出し、労働者がそれに異議を述べない場合、又は、労使間で退職に合意する場合に、上記(i)又は(ii)の手続を履践する必要がないことはこれまでの実務と変わりありません。また、上記(i)～(iii)についてもこれまでの実務と異なるものではないため、解雇手続に関する本決定は、これまでの実務に沿う形での解釈を明確化したものといえます。

### **(3) 本決定に付されたインドネシア憲法裁判所の意見**

本決定には、インドネシア憲法裁判所から、以下の2点の「意見」が付与されているのが特徴的です（「本意見」）。

- ① 現状、複数の法律が労働法制を規定しており、内容に重複も見られ複雑になっていること等を踏まえ、新労働法を制定して根拠法令を一本化することが求められること
- ② 新労働法制定の所要期間として本決定後2年あれば足りるものと思われること

本意見は本決定の本旨自体には含まれていません。そのため、雇用創出法に対して発出された2021年11月25日付けの憲法裁判所決定（雇用創出法を条件付違憲無効とし、その制定過程に関する瑕疵が2年以内に治癒されなければ確定的に違憲無効となる旨判示した決定）とは異なり、本意見において求められている本決定後2年以内の新労働法の制定は、あくまでも政府や関係省庁に対する勧告といったニュアンスにとどまるもののように思われます。

以上のとおり、本決定が発出されてからまだ日も浅いため、今後、本意見に従って新労働法の制定に向けた動きがみられるのかを含め、実務動向を注視していく必要があります。

## MHM Asian Legal Insights

ます。

弁護士 竹内 哲  
☎ +65-6593-9755 (シンガポール)  
✉ [tetsu.takeuchi@mhm-global.com](mailto:tetsu.takeuchi@mhm-global.com)

弁護士 花村 大祐  
☎ +62-81-181123400 (ジャカルタ)  
✉ [daisuke.hanamura@mhm-global.com](mailto:daisuke.hanamura@mhm-global.com)

## 2. タイ：コンドミニアム予約契約に関する消費者保護施策

タイの消費者保護法 (Consumer Protection Act B.E. 2522 (1979) : 「消費者保護法」) に基づき設置された契約委員会 (Contract Committee) により、「コンドミニアムユニット予約販売事業の契約規制対象事業への指定に関する契約委員会告示」 (Notification of Contract Committee re: Designating the Sale of Reserved Condominium Units as a Business Subject to Contract Control : 「本告示」) が制定されました。本告示は、コンドミニアムユニットの予約販売手続における消費者保護を目的としたものであり、コンドミニアムユニット予約販売事業を消費者保護法上の契約に関する規制の対象として新たに指定しています。本告示は、2024年8月30日に官報に掲載され、120日後の2025年2月1日に施行されます。

### (1) 予約販売事業の定義

コンドミニアムユニット予約販売事業 (「予約販売事業」) とは、事業者が、消費者との間で、コンドミニアムのユニットを購入するための予約契約 (「予約契約」) を締結し、消費者から予約金を受領することを内容とする事業、と定義されています。予約金とは、後日コンドミニアムユニットの売買契約を締結することを担保する目的で支払われる金銭を指し、手付金や頭金を含まないものとされています。

### (2) 予約契約の標準雛形

予約契約は、本告示に添付された標準雛型 (「標準雛型」) に準拠し、標準雛型に明記されている本質的な条件等を含む必要があります。標準雛型に規定されている主な契約条件は、以下のとおりです。

- 消費者からの解除条項

消費者は、事業者が以下のいずれかに該当した場合に、予約契約を解除する権利を有します。この場合、事業者は一定の期間内に予約金を返還する義務を負います。

(a) 環境影響評価 (EIA) 承認を取得できなかった場合

(b) 予約契約に定められるコンドミニアムの建築に関する許認可の申請・取得や主要な期日を遵守できなかった場合

## MHM Asian Legal Insights

- (c) 本告示又は予約契約に定められた条件で売買契約が締結されない場合
- (d) 設計計画、プロジェクトの詳細又は建設に用いられる資材を、消費者の承諾なく変更した場合

- 事業者からの解除条項  
消費者が予定どおり condominium の売買契約を締結しない場合、事業者は、予約契約を解除することができ、予約金を没収する権利を有します。
- 両当事者からの解除条項  
事業者及び消費者が合意した期間内に、消費者がローンを借り入れることができない場合、予約契約はいずれの当事者からも解除することができます。この場合、事業者は一定の期間内に予約金を返還する義務を負います。

### **(3) 予約契約に規定してはならない事項**

本告示により、予約契約に規定することが禁止される事項は、以下のとおりです。

- 事業者が予約契約に違反した場合の責任を免除又は限定する条項
- 事業者が、消費者の負担を増加させる方向での、予約契約の一方的な条件変更を行うことを認める条項
- 書面による通知なく、又は消費者による契約違反がないにもかかわらず、事業者からの予約契約の解除を認める条項
- 消費者による契約違反がないにもかかわらず、事業者が予約金の全部又は一部を没収することを認める条項
- 事業者が予約金を手付金や頭金と扱うことを認める条項
- 事業者が、予約契約の譲渡について消費者から手数料を取得することを認める条項
- 事業者が共用部分を使用することを認める条項
- 個人情報の保護に関する法令に反して、事業者が消費者の個人情報を収集、使用、又は開示することを認める条項

### **(4) 消費者保護法の適用**

冒頭に記載のとおり、本告示により、予約販売事業は消費者保護法上の契約に関する規制の対象とされます。そのため、予約契約において標準雛型の規定が定められていない場合又は標準雛型に準拠しない条項が定められている場合には、標準雛型に定められた条項が適用されます。また、予約契約に規定してはならない事項を定めた場合、当該規定は無効とされます。

## MHM Asian Legal Insights

本告示に違反した予約契約を締結した事業者は、消費者保護法 57 条に基づき、1 年以下の禁固若しくは 20 万バーツ（約 87 万 8 千円）以下の罰金又はそれらの併科の対象となります。本告示の施行を見据え、コンドミニアムの開発や販売に関わる事業者は、用意してある自社の雛型が標準雛型に準拠しているか（不足する規定や消費者に不利な規定の有無）及び規定してはならない事項の有無といった観点から、予約契約の修正・改定の要否を検討することが推奨されます。

弁護士 埜 晋

☎ +66-2-009-5127 (バンコク)

✉ [susumu.hanawa@mhm-global.com](mailto:susumu.hanawa@mhm-global.com)

弁護士 山本 健太

☎ +66-2-009-5099 (バンコク)

✉ [kenta.yamamoto@mhm-global.com](mailto:kenta.yamamoto@mhm-global.com)

弁護士 中ノ瀬 遥

☎ +66-2-009-5149 (バンコク)

✉ [haruka.nakanose@mhm-global.com](mailto:haruka.nakanose@mhm-global.com)

### 3. シンガポール：簡易倒産手続を恒久化する法案の提出

2024 年 11 月 11 日、簡易倒産手続（Simplified Insolvency Programme : 「SIP」）を盛り込んだ倒産・リストラクチャリング・解散に関する法（Insolvency, Restructuring and Dissolution Act 2018 : 「IRDA」）の改正法案（「本改正法案」）が、国会に提出されました。シンガポール法務省（Ministry of Law）は、シンガポールにおける倒産処理の枠組強化に取り組んでおり、本改正法案は、財務的に困難な状況にある企業の再建・再構築を狙いとするものです。

本レターでは、本改正法案提出の背景・経緯及び本改正法案の主要な改正点を概説します。

#### (1) 本改正法案提出に至る背景・経緯

SIP は、一定の小規模・零細企業（Micro and Small Companies : 「MSC」）の債務整理・清算手続を、簡易・迅速・低コストで実施することを目的に、2021 年 1 月 29 日に導入された制度です。当初 SIP は、コロナ禍で財政的に苦しむ MSC を救済するための時限措置として設けられました。そのため、当初の申請期限は 2021 年 7 月 28 日までと設定されていましたが、その後 3 度の延長が行われ、現在、申請期限は 2026 年 1 月 28 日まで設定されています。法務省によれば、2024 年 10 月 25 日時点において、合計 116 件の申請書が提出され、そのうち 60 件の MSC が同制度の活用已成功しています。

本改正法案は、上記のように時限措置として設けられていた SIP を恒久化することで、企業が簡易な倒産処理手続を利用しやすくすることを狙いとするものです。

なお、SIP は以下の 2 つのプログラムで構成されており、この枠組自体は、提出さ



## MHM Asian Legal Insights

れた本改正法案でも変更されていません。

- ① 簡易債務再編プログラム (Simplified Debt Restructuring Programme : 「SDRP」)
- ② 簡易清算プログラム (Simplified Winding Up Programme : 「SWUP」)

### (2) 主要な改正点

#### (a) 適格基準 (要件) の簡素化

現在、SDRP 及び SWUP を申請するためには、収益額、負債額、債権者数、従業員数に関してそれぞれ要件が課されています。もっとも、本改正法案においては、MSC 以外の企業の活用可能性も踏まえ「企業の総負債が 200 万シンガポールドル (約 2 億 2,600 万円) 以下であること」のみを申請のための適格基準 (要件) として設定しています。

#### (b) 申請手続の簡素化

本改正法案では、SDRP 申請のために必要な書類は重要なものに限定されており、不備がある場合にのみ、政府が認可する倒産実務家 (Licensed Insolvency Practitioner : 「IP」) から、資料の徴求が行われることとされています。また、SWUP については、取締役の宣誓書を提出することで書類の不備を補完できる旨も規定される見込みです。

#### (c) 手続管理の簡素化

現行の SDRP では、債務返済計画について投票を行う債権者は 3 つのクラスに分けられています。本改正法案では、投票を行う債権者は 1 つのクラスに限られ、裁判所の関与は、債務返済計画の承認が争われた場合等限定的な場面に限られています。また、SWUP では、現状必要とされている官報・新聞への掲載が不要となり、法務省のウェブサイトへの掲載のみで足りることとされており、手続費用の削減も見込まれています。

#### (d) 債権者保護の強化

本改正法案の SDRP では、債権者の権利行使禁止期間を 90 日から 30 日に短縮するとともに、SDRP を申請したものの正常に手続を完了できなかった企業に対しては、5 年間の再申請禁止期間を設けています。

上記のとおり、本改正法案は、簡易・迅速な倒産手続として用意されている既存の手続を、さらに簡素化・効率化するものと思われます。本改正法案は、国会へ提出されたばかりであり、議論の動静を見守る必要がありますが、同法案の提出は、簡易倒産手続へのアクセス促進を通じた、健全な経済サイクルの推進を示唆するものといえそうです。

## MHM Asian Legal Insights

※当事務所は、シンガポールにおいて外国法律事務を行う資格を有しています。シンガポール法に関するアドバイスをご依頼いただく場合、必要に応じて、資格を有するシンガポール法事務所と協働して対応させていただきます。

弁護士 細川 怜嗣

☎ +65-6593-9467 (シンガポール)

✉ [reiji.hosokawa@mhm-global.com](mailto:reiji.hosokawa@mhm-global.com)

弁護士 加藤 史矩

☎ +65-6593-9462 (シンガポール)

✉ [fuminori.kato@mhm-global.com](mailto:fuminori.kato@mhm-global.com)

### 4. マレーシア：AI ガバナンス・倫理ガイドラインの制定

2024年9月20日、マレーシアの科学技術イノベーション省は、AI ガバナンス・倫理ガイドライン（「本ガイドライン」）を制定しました。

AI の利活用は社会にとって有益な効果をもたらすものですが、反面、不適切な使用や事故等によるリスクも伴うものです。そのため、各国において、AI ガバナンスのための取組みが行われてきました（経済産業省の「AI 原則の実践の在り方に関する検討会」が作成した報告書によれば、AI ガバナンスとは「AI の利活用によって生じるリスクをステークホルダーにとって受容可能な水準で管理しつつ、そこからもたらされる正のインパクトを最大化することを目的とする、ステークホルダーによる技術的、組織的、及び社会的システムの設計及び運用」と定義されています）。欧州においては、AI 規制法が2024年5月に成立しており、日本政府も、経済産業省や総務省がガイドラインの見直しを進めています。

マレーシアにおいても、同種の問題意識から本ガイドラインが制定されました。本ガイドラインにおいては、責任あるAI の利活用のために、以下の7つの原則が守られるべきとされています。これらの7つの原則は、UNESCO、OECD、欧州委員会といった国際機関が確立してきた原則に沿って策定したとされており、世界の潮流と足並みをそろえようというマレーシア政府の姿勢が示されています。

#### (1) 公平性

AI システムはユーザーに対する偏見・差別を避けるよう設計されなければならない。

#### (2) 信頼性、安全性、コントロール

AI システムは適切なアクセス、コントロール、保護を確保するため、通常時も非常時も、信頼性をもってまた継続的に運営されなければならない。



## MHM Asian Legal Insights

### (3) プライバシーとセキュリティ

AI システムは安全で、セキュアで、意図された通り動作しなければならない。これを確保するため定期的なテストが必要。

### (4) 包摂性

AI システムは社会的分断を招くような不公平なアクセスを避け、全ステークホルダーを包摂するものでなければならない。

### (5) 透明性

AI のアルゴリズムは、ステークホルダーが、AI システムの技術的プロセスや関連する人間の判断を理解でき、そのリスクを評価し、生じる問題に対応できるような透明性を有するものでなければならない。

### (6) 説明責任

AI の開発者、所有者、運営者は、AI システムの機能や法令遵守について説明責任を負う。

### (7) 人類の利益と幸福の追求

AI システムは人間中心的な価値観を尊重し、QOL を高め、幸福を追求するものでなければならない。

また、ガイドラインは上記原則をもとに、ステークホルダーを、大きく、①エンドユーザー、②政府機関等の制作立案担当者、並びに③AI システムの開発者、設計者、プロバイダー及びサプライヤーの3つに分け、それぞれについて守られるべき事項を示しています。

弁護士 田中 亜樹  
☎ 03-6266-8919 (東京)  
✉ [aki.tanaka@mhm-global.com](mailto:aki.tanaka@mhm-global.com)

## MHM Asian Legal Insights

## 5. フィリピン：データプライバシー法に関する国家プライバシー委員会の最近の動向

フィリピンの個人情報保護に関する規制であるデータプライバシー法（Data Privacy Act：「DPA」）の施行及び運用に関する国家プライバシー委員会（National Privacy Commission：「NPC」）の動向については、本レター第 162 号（2024 年 4 月号）において取り上げたとおりです。NPC は、それ以降も、DPA の運用に関する指針を通達（Circular）や Advisory といった形式で公表しています。本レターでは、2024 年 5 月及び 8 月に公表された新たな通達及び勧告の概要を説明します。

**(1) Advisory 第 2024-01 号**

公表日	2024 年 5 月 30 日
標題	個人情報の越境移転のための契約書モデル条項（Model Contractual Clauses for Cross-Border Transfers of Personal Data）
概要	異なる法域間での個人情報の移転に関し、契約書に盛り込むべきモデル条項として、他国の規制当局、ASEAN、EU 等の国際機関が作成したガイドラインを公表するもの。 ※なお、本勧告は NPC が独自に定めたガイドライン等を公表するものではなく、個人情報管理者や個人情報処理者にモデル条項の使用を義務付けるものではありません。

**(2) 通達第 2024-02 号**

公表日	2024 年 8 月 9 日
標題	監視カメラシステム（Closed-Circuit Television (CCTV) System）
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>● 道路、学校、モール、レストラン、駅、政府施設等の公共空間に設置される監視カメラシステムについて、その目的、設置方法、周知方法及び当該システムにより取得される個人情報の取扱い等に関するルールを定めるもの。</li><li>● 主な規制として、個人情報管理者及び個人情報処理者は、監視カメラの運営に関し、所定の項目を含む運用方針を定めなければならない、監視カメラに記録された個人からの要請に基づき、記録された個人情報の開示に応じなければならないなどの義務を負う。</li></ul>

## MHM Asian Legal Insights

**(3) Advisory 第 2024-02 号**

公表日	2024 年 8 月 12 日
標題	DPA13 条(F)に基づく個人情報処理に関するガイドライン (Guidelines on Personal Data Processing Based on Section 13(F) of the Data Privacy Act of 2012)
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>● センシティブ情報等の処理が認められる場面として、DPA13 条 (F) は、①裁判手続における権利の保護のために必要な場合、②法的請求権の行使のために必要な場合、及び③これらの目的のために関係当局に提供される場合、を規定している。</li><li>● 本勧告は、DPA13 条 (F) の解釈に関する指針を定めるもの。</li></ul>

NPC は定期的に DPA の運用指針についてのアップデートを行っています。弊所では NPC の動向について今後も引き続きフォローしていくとともに、定期的な情報発信を行ってまいります。

(ご参考)

本レター第 162 号 (2024 年 4 月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00070188/20240422-033032.pdf>

弁護士 園田 観希央

☎ 052-446-8651 (名古屋)

☎ 03-6266-8595 (東京)

✉ [mikio.sonoda@mhm-global.com](mailto:mikio.sonoda@mhm-global.com)

弁護士 井上 淳

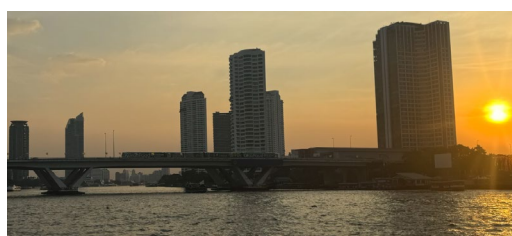
☎ 03-6266-8566 (東京)

✉ [atsushi.inoue@mhm-global.com](mailto:atsushi.inoue@mhm-global.com)

## MHM Asian Legal Insights

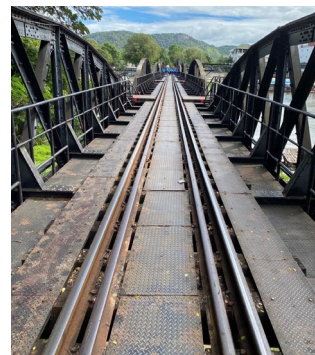
### 今月のコラムー日本とタイの「架け橋」を訪ねてー

バンコクの主要駅を結ぶ、地下鉄 MRT ブルーライン（正式名称：チャームラチャモンコン線）。私も毎日のように利用していますが、ある日、ふと、日本の国旗の描かれたプレートが目に入りました。どうやら、この路線は、日本国政府が国際協力銀行（JBIC）を通じて行った資金協力により建設されたようです。（なお、後に、同行の海外経済協力業務は国際協力機構（JICA）に承継されています。）



調べてみると、MRT ブルーライン以外にも日本の支援によって建設されたインフラがバンコクのいたるところにありました。とりわけ、バンコク中心を流れるチャオプラヤ川に架かる橋梁の多くは日本の資金協力により建設されたもので、まさに、日本とタイの「架け橋」と言われています。

日本人にとって少し誇らしい「架け橋」がある一方、考えさせられる「架け橋」もあります。バンコクから車で3時間ほど西に進んだカンチャナブリーにあるクウェー川鉄橋は、第二次世界大戦中に日本軍が物資輸送のために捕虜等を労働させて完成させた泰緬（たいめん）鉄道の一部であり、難工事のために建設までに多くの犠牲が払われたと伝えられています。映画「戦場にかける橋」の舞台となったことでも有名で、連日多くの観光客でにぎわっています。



また、クウェー川鉄橋のすぐ近くにある戦争博物館では、日本人にはあまり知られていない、第二次世界大戦中の日本軍の海外での捕虜の取扱いの様子が展示されており、訪れた際には、胸に迫るものがありました。

めざましい経済成長を遂げているタイですが、近年はODAの援助国の役割も担っており、日本とタイが共同して途上国を支援するプロジェクトも進められているよう

## MHM Asian Legal Insights

です。将来は、日本とタイの協働による新たな形の「架け橋」が海外で見られるかもしれないと思うと、期待に胸が膨らみます。

(弁護士 松田 雄大)

## MHM Asian Legal Insights

## NEWS

## ▶ サンフランシスコ ペイエリア オフィス開設のお知らせ

森・濱田松本法律事務所は、2025 年中の業務開始を目指してサンフランシスコ ペイエリア (SF ペイエリア) オフィスを開設することを決定しましたので、お知らせいたします。

当事務所のクライアントの皆様にとって米州・米国が重要な市場であり続ける中、現地法律事務所やクライアントの皆様との連携をより強固なものとし、日本をはじめとするアジア各国との間にまたがる多種多様な法務需要に応じるため、当事務所は、2023 年 9 月にニューヨークオフィスを開設しました。今般、米州における当事務所のカバレッジを拡大し、また地域のニーズに応じたリーガル・サービスの提供能力を高めるため、米州における 2 番目の拠点として、米国西海岸に SF ペイエリアオフィスを開設することにいたしました。

SF ペイエリアは、半導体産業によりシリコンバレーと呼ばれた時代から、世界の先進的な産業を牽引する地域であり続けており、IT/インターネット/ソフトウェア関連において多数の Tech Giants やユニコーン企業を生み出したことはよく知られています。その潮流の中から生まれた生成 AI はもちろん、近年ではライフサイエンス・クライメートテック関連の企業が SF ペイエリアには集結しており、今後も当地において新たな産業が創造されていくことが見込まれます。そのような中、当事務所においても、SF ペイエリアに関連するリーガル・サービスの需要が高まっていることから、当地にオフィスを開設することにいたしました。

SF ペイエリアオフィスにおいては、スタートアップ業務、VC/PE ファンド業務、クロスボーダーM&A などに豊富な経験を有し、スタンフォード大学留学時に現地にも滞在した石田 幹人 弁護士、当事務所において 30 年近く M&A を中心にクロスボーダー案件を担当し、2015 年から現地サンフランシスコに滞在している Stephen Overton 弁護士の 2 名が担当パートナーとして業務を行うほか、日本人弁護士 (アソシエイト) も常駐する予定です。SF ペイエリアオフィスにおいては、日本、ニューヨークのみならず、シンガポール、バンコク、上海、北京、ハノイ、ホーチミン、ヤンゴン、ジャカルタ、マニラをはじめとする当事務所グループのアジアの各オフィス等とも連携し、当事務所グループの全弁護士の総力を結集してクライアントに対するリーガル・サービスのさらなる向上を目指してまいります。